

「防犯責任者」 設置のすすめ

〈事務所・商店・工場などの防犯リーダー「防犯責任者」を設置しましょう。〉



～安全は地域のきずなとあなたの意識～

岡 山 県

はじめに

岡山県では、犯罪のない安全で安心な社会の実現を目指して、平成18年9月、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を施行し、県民の方々をはじめ、市町村、事業者、地域団体、ボランティア・NPOなどとの適切な役割分担と、連携・協働により、積極的に安全・安心まちづくりを進めています。

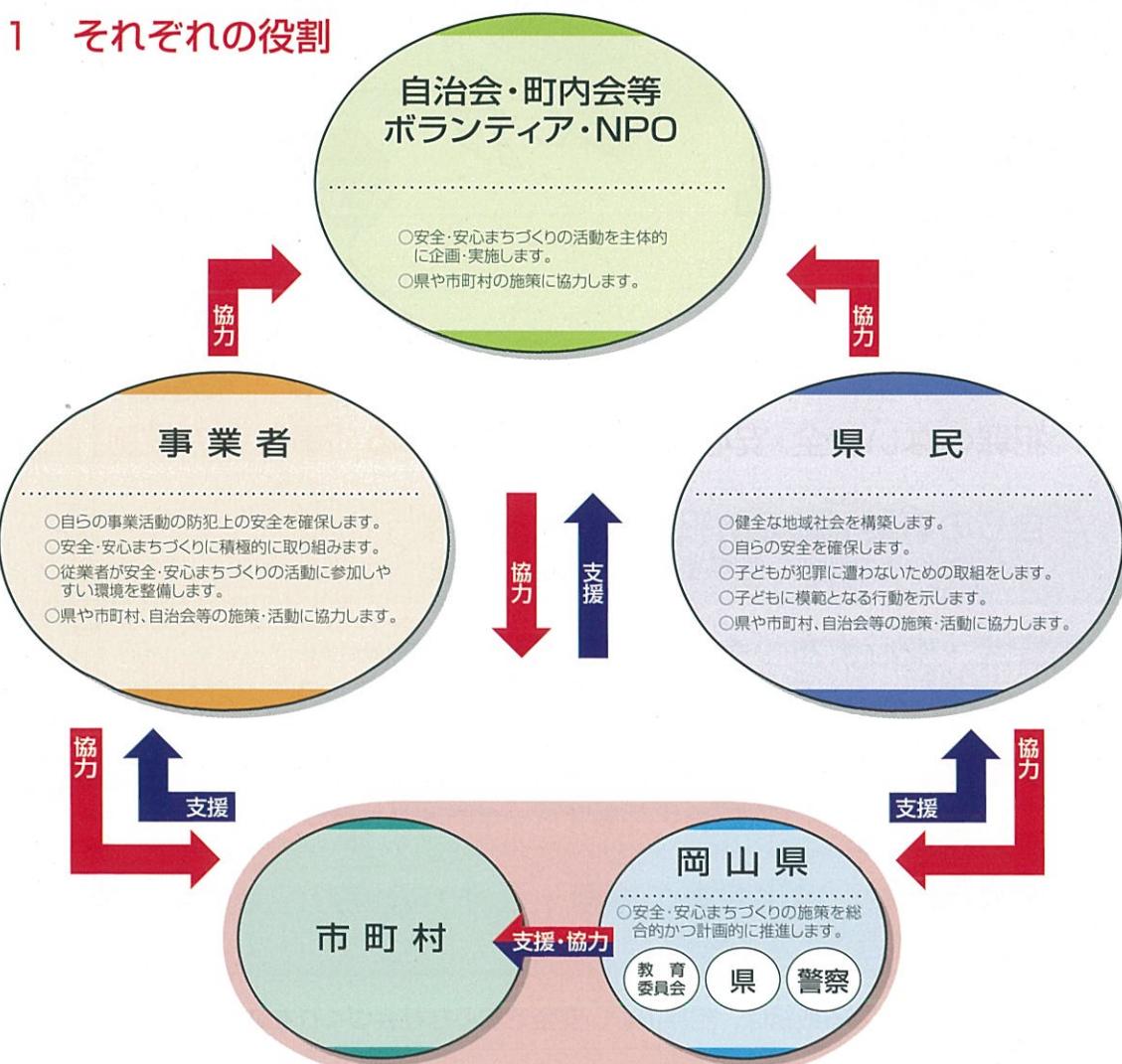
この条例では、事業者における犯罪の防止を図るため、事業所ごとに防犯活動の中心となる「防犯責任者」の設置や自主防犯対策の推進などを規定しています。

この冊子では、事業所における「防犯責任者」設置の必要性や役割、また、具体的な防犯対策のポイントなどを解説しています。

ぜひ、多くの事業者の皆様にご活用いただき、犯罪のない安全・安心岡山県づくりの推進に御協力ください。

第1 役割分担と協働のイメージ

1 それぞれの役割



2 事業所が犯罪被害に遭うと

人 的 被 害	お客様や従業員などの身体への被害
物 的 被 害	商品の盗難、建物・設備の破壊等
地域への不安感	凶悪事件の発生→地域住民の不安感
イメージダウン	企業のイメージダウンに繋がる場合も
そ の 他	・万引きなど、少年非行の温床 ・盗まれた車両やショベルカー等の建設機械が、次の犯罪に使用されるおそれ



3 犯罪のない安全・安心まちづくりにおける「事業者の役割」と具体例

○自らの事業活動の防犯上の安全を確保

- 鍵かけの徹底、駐車場等の照明設備の充実

○安全・安心まちづくりへの積極的な取組み

- 車両に「防犯パトロール中」や「子ども110番」ステッカーを貼付

○従業員等が安全・安心まちづくりの活動に参加しやすい環境を整備

- 従業員等のボランティア活動をバックアップ

○県や市町村、自治会等の施策・活動への協力・支援

- 行政や地域ボランティアの活動に協力・支援

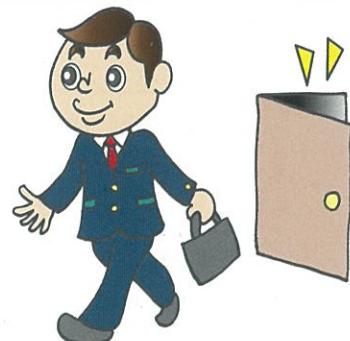
■事業所の皆様による取組は、犯罪のない安全で安心な社会づくりを進める上で、大変重要な役割を担っています。

第2 「防犯責任者」の必要性

1 「狙われやすい事業所」とは

■例示

- ・退社時に、出入口、窓等の施錠の確認をしない。
- ・深夜に、一人勤務の時間帯がある。
- ・部外者が事業所内に入ってきた時、誰も気が付かない。
- ・防犯設備（防犯カメラ等）がない。
- ・夜間、駐車場が暗く、侵入しやすい。
- ・駐車場内の車両（ショベルカー等の建設機械を含む）に鍵を付けたままにしている。



■犯人の目線

強盗、窃盗犯人は、入念な計画を練って犯行に及びます。

- ・いかに多くの現金を手に入れるか。
- ・いかに捕まらずに逃走するか。



2 「防犯責任者」とは

■「防犯責任者」とは

事業所が、強盗や窃盗などの犯罪被害に遭わないとため、犯人の目線に対応した自主防犯対策を推進する防犯リーダーです。



■誰が防犯責任者になるの？

効果的な防犯対策を行うには、次のような人が望ましいでしょう。

- ・事業主等に防犯体制や防犯設備の改善を提言できる人
- ・従業員に対して指導・教育ができる人
(例えば、総務部(課)長、支配人、工場長、店長などが考えられます。)

■事業所ごとに選任するの？

従業員への行き届いた指導・教育や防犯設備の適切な管理などの観点から、原則、1事業所ごとに1人選任してください。

また、大きな事業所では、防犯責任者を補助する人（例：「防犯副責任者」）を決めておきましょう。

第3 防犯責任者の役割

防犯責任者の役割については、以下の項目が考えられます。ただし、ここで重要なことは、防犯責任者一人だけが全ての項目を担うのではなく、防犯責任者を中心に事務所の全ての従業員が適切に役割分担をしながら、一つ一つの項目に対処することです。

1 防犯体制の確認と整備

■防犯体制の確認

- ・防犯体制の見直し
 - 防犯体制を確立し、役割分担を徹底する。
- ・従業員の勤務体制の見直し
 - 犯罪多発時間帯は、人数を増やす事も検討する。
- ・売上金等の取扱い、現金等貴重品の保管・運搬方法の見直し
 - 複数人で、安全な方法で行うことを検討する。
- ・商品の陳列方法の見直し。
 - 死角をなくし、見通しを確保するなど工夫する。

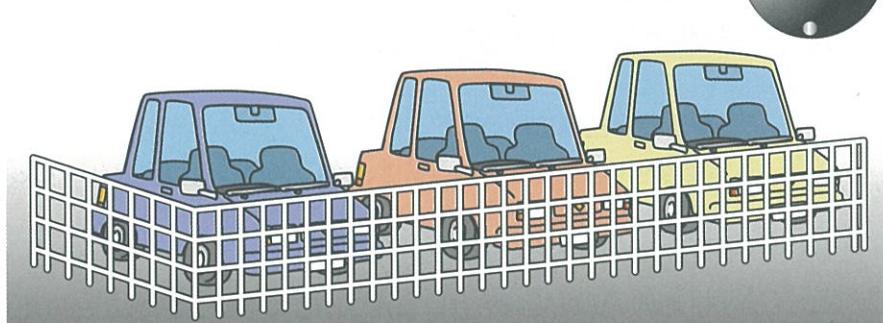
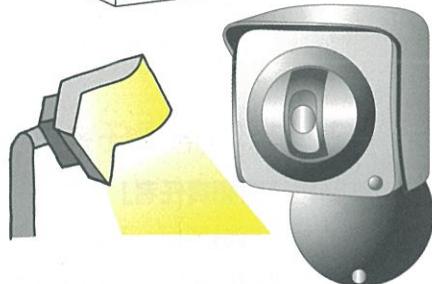


2 防犯設備の点検と整備

■防犯設備の点検

事業所の防犯設備などを、定期的に点検します。

- ・適切な箇所に必要な数だけ設置されているか。
- ・設置された防犯設備が、必要な機能を備えているか。
- ・正しく作動するか。



■防犯設備の整備

新たな防犯機器への変更・導入は、経済的な負担が発生しますから、事業経営者、経理担当者と話し合います。

また、機械警備業者のセンサー等は、業者の定期点検と防犯責任者による日常点検を併せて実施することが大切です。

防犯責任者のほかに、従業員の中から、機器の操作に詳しい人を取扱責任者として指定することも有効です。

3 「防犯マニュアル」の作成

各事業所の実情に応じたオリジナルの防犯マニュアルを作成して、従業員の役割分担を決めましょう。



【防犯マニュアルの作成例】

ア 防犯責任者の選任

- ・防犯責任者を明記する。
- ・従業員の役割分担を徹底する。

イ 事業所周辺の警戒方法

- ・防犯腕章を着装し、不定期に、事業所周辺を警戒する。
- ・全ての従業員が、事業所を出入りする際、周辺の不審者（車）の有無を確認する。
- ・駐車（輪）場内の車両（二輪を含む）の施錠を確認する。

ウ 事業所内での警戒方法

- ・来客者に対して、必ず顔を見て声かけ（あいさつ）する。
- ・深夜時間帯（PM10:00～AM6:00）には、複数人で勤務する。
- ・退社時に、チェックリストを活用して施錠等を確認する。

エ 防犯設備の点検方法等

- ・定期的に防犯設備の異常の有無を確認する。
- ・来客感應装置、防犯カメラ等の防犯設備について、チェックリストを活用して作動状況を点検する。

オ 強盗事件等発生時の対処方法

- ・具体的な役割分担を徹底する。
- 対処係、負傷者保護係、追跡係、通報係など
- ・110番、119番通報の要領
 - 「何があった」
 - 「何時、どこで、目標物は」
 - 「犯人は（人数、人相、服装など）」
 - 「逃げた車は（車のナンバー、色など）」
 - 「逃げた方向は」
 - 「今、どうなっているか（負傷者は、負傷の状況は）」
 - 「（あなたの）住所、氏名、事業所名、電話番号は」

カ 従業員教育の実施方法

- ・平素の被害防止教養
 - 朝礼時等で、声かけ（あいさつ）、鍵かけを指導する。
- ・年1回以上の模擬訓練等
 - 強盗事件等への対処要領等について習得する。

■各事業所の事業内容を考慮して改善できることからはじめましょう。

4 防犯訓練、防犯教育の年間計画の策定と実施

■平素の教養と訓練が大切

事業所の防犯対策を実効あるものにするためには、全従業員が常に防犯意識を持つことが大切です。

そこで、万が一犯罪が発生しても落ち着いて適切に行動できるよう、日頃から実践的な防犯教育と防犯訓練を反復して実施する必要があります。

■年間計画の策定・実施

防犯責任者は、年間計画を立てて防犯教育や訓練を行い、全従業員に徹底しましょう。

■年間計画に沿った「防犯教育」の推進

【防犯教育のポイント（3点）を従業員に指導】

～従業員や来客が、犯罪被害に遭わないために～

①被害に遭わないためにはどうしたらいいのか？

②万が一被害に遭ったときにはどんな行動をとったらいいのか？

③現在どのような犯罪が多く発生しているのか？



■年間計画に沿った防犯訓練の実施

・防犯訓練の必要性

～従業員や来客の安全確保～

事業所で犯罪が発生すると地域住民に大きな不安を与え、さらに、連続発生のおそれもあるため、一刻も早く犯人を逮捕することが重要です。

万が一の場合、犯人を刺激しない対応、警察への通報、犯人の人相・車両ナンバー・逃走経路の確認など、冷静沈着な行動が被害を最小限に食い止め、早期の犯人逮捕につながります。

防犯マニュアルに犯罪発生時の対処法や役割を定め、ミーティングや模擬訓練を実施しておきましょう。

～防犯訓練で習熟状況を確認しましょう。～

・「防犯訓練（模擬訓練）」の実施

犯人役を決めて、年1回以上、模擬訓練を実施しましょう。

地元の警察署に相談すれば、アドバイスが受けられます。

模擬訓練では、犯罪発生時の役割分担や防犯機器の操作など、従業員個々の習熟状況を確認しましょう。

併せて、従業員全員が、個別の警報装置等の防犯機器等の操作、防犯ベル、カラーボール等の使用方法について習熟訓練を実施すれば、さらに効果的です。



・「防犯訓練（110番、119番通報訓練）」の実施

いざという時に、冷静に110番、119番通報できるよう、反復して訓練しましょう。人的被害がある場合は、まず119番通報しましょう。

防犯訓練を行う場合は、事前に地元の警察署、交番、機械警備業者等に連絡します。



5 情報収集と警察や地域との連携

■ 「防犯責任者」が中心となって地域住民との連携を図る事が必要

犯罪動向に関する情報収集や防犯訓練、防犯教育の実施等について、地元警察署と連絡調整を図ることが必要です。

また、企業として、地域の自主的な防犯活動に協力することが求められているので、「防犯責任者」が中心となって地域住民との連携を図ってください。

〈地域住民との連携の具体例〉

- ・地域内で活動中の自主パトロール隊などとの情報交換
- ・地域内での犯罪のない安全・安心まちづくり活動に積極的に参加
- ・地域住民に「事業所周辺の不審者についての連絡」、「事件発生時の通報」等の協力を依頼

警察や地域との 連携



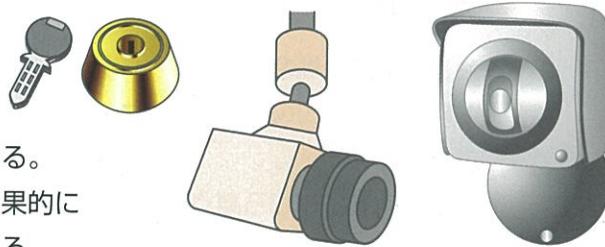
第4 事業所における防犯対策の具体例

1 共通項目

① 不法侵入阻止対策

ア ハード面

- ・防犯性能の高い鍵・窓等を完備する。
- ・防犯センサー、防犯カメラ等を効果的に設置し、見通しや明るさを確保する。



イ ソフト面

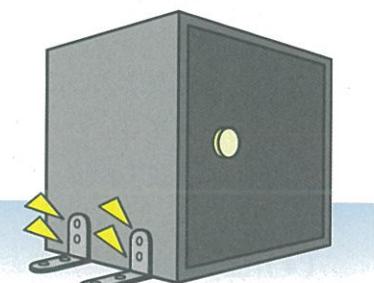
- ・従業員等による事業所内外の巡回を行い、来客への声かけ（あいさつ）も活発に行う。
- ・退社時等、確実に鍵かけをする。



② 現金等の適切な管理

ア ハード面

- ・現金、重要書類を入れる金庫は、床固定する。



③ 駐車（輪）場の防犯対策

ア ハード面

- ・防犯カメラ等の設置、照明設備の充実を行う。

イ ソフト面

- ・防犯腕章を付けての不定期な巡回を行う。
- ・来客へ鍵かけ等の注意喚起を行う。



④ 防犯教育、防犯訓練の実施

(詳細前記のとおり)



2 業種別の具体例

(1) 会社事務所の場合

- ① 事務室出入口の扉等は強固なものとし、鍵はツーロックにする。
- ② 短時間でも車から離れる時は、確実に施錠をすることを従業員に徹底する。



(2) 書店等小売店の場合

- ① 防犯カメラ、防犯ミラーなどで死角を補う対策をし、見通しを遮らない商品陳列をする。
- ② 客の出入りを告げる来客感應装置を設置する。
- ③ 店舗駐車場の巡回の際は、目立つように防犯腕章を装着する。



(3) 飲食店の場合

- ① 閉店時、ゴミ出し等の際には、付近に不審者、不審車両がいないか確認する。
- ② 従業員出入口にも防犯カメラやセンサーライト等を設置する。
- ③ 売上金の管理・防犯対策を徹底する。

(4) 工場の場合

- ① 退社時、トラック等の車両やショベルカー等の建設機械の鍵を適切に保管する。（鍵を付けたままにしない。）
- ② 危険物等が収納された倉庫等の施錠設備は、頑丈な構造にする。
- ③ 倉庫等の外周にセンサーライト等の照明設備を設置する。

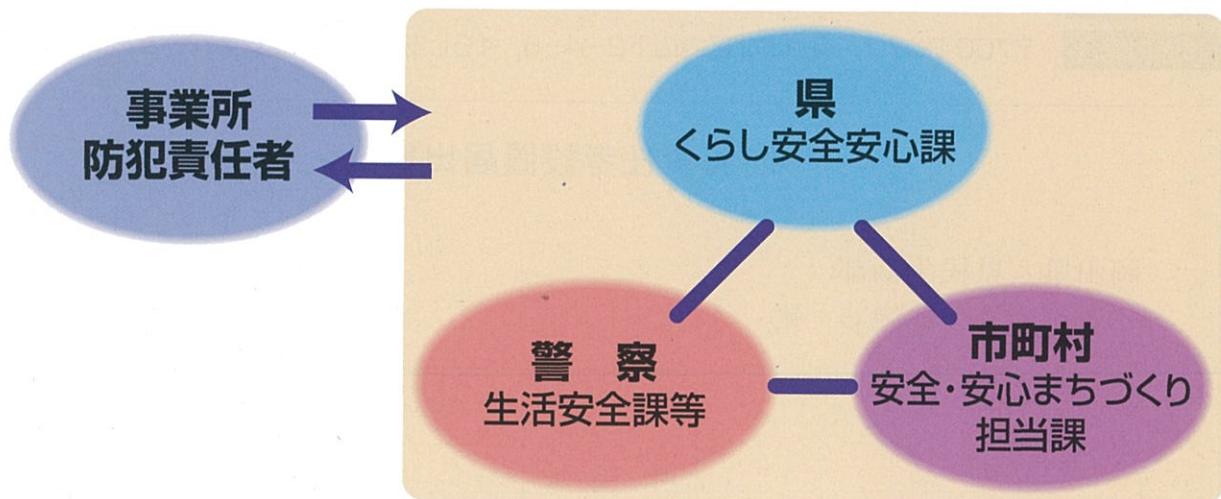


第5 「防犯責任者」設置の届出等

1 届出

- 防犯責任者を設置したら届出をします。（別紙様式）

設置届出書の情報は、県・警察署・市町村で共有し、「防犯責任者」の活動をサポートします。



2 サポート

- 「防犯責任者設置事業所」のプレートをお渡しします。（無料）

■防犯責任者へのサポート

県では、県警察・市町村や関係機関・団体と連携して、事業所の防犯活動をサポートします。

- ・防犯責任者を対象とした研修会の開催
- ・防犯情報の提供 など



その他

【提出方法】

- 持参の場合 県庁くらし安全安心課 安全安心まちづくり班
又は警察署生活安全課、市町村安全・安心まちづくり担当課
- FAXの場合 (086)225-9151(くらし安全安心課)
- 郵送の場合 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 くらし安全安心課 安全安心まちづくり班

防犯責任者設置届出書

平成 年 月 日

岡山県 県民生活部
くらし安全安心課長 殿

事業所

届出種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更
ふりがな 所在 地	〒 - -
ふりがな 名 称	
ふりがな 代表者名	印
業 种	
電話番号	

岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例第25条に基づく防犯責任者を次のとおり設置（変更）したので届出します。

記

防 犯 責 任 者	事業所における 役 職 名		
	ふりがな 氏 名		
	連絡先	所 在 地	〒 - -
		電話番号	
備 考			

※ 変更の場合、新任の防犯責任者に関する事項を記入してください。

※ 提出していただいた個人情報は、県（警察署を含む）及び市町村（安全・安心まちづくり担当課）が、防犯責任者への防犯情報の提供等、防犯責任者に対する支援を目的とする活動に限って利用します。

あなたの職場を守る防犯チェック表 作成例

年 月 日

		点検項目	評価	備考
防犯体制	警戒要領	来客に対して声かけを励行させているか	適・否	
		深夜時間帯の複数勤務など、警戒を強化しているか	適・否	
		駐車場・外周を定期的にパトロールするなど、不審者・不審車両の発見に努めているか	適・否	
	従業員教育	定期的に防犯訓練を実施しているか	適・否	
		定期的に防犯教育をして防犯上の留意点を指導しているか	適・否	
		防犯機器等の操作方法は十分理解されているか	適・否	
	現金等の管理	事件発生時110番、119番通報の仕方は十分理解されているか	適・否	
		レジ内の現金には上限額を定めて、それ以上の現金は金庫等に別に保管しているか	適・否	
		現金の扱いは、業務中従業員が多数いる時に実施しているか	適・否	
		大型金庫は、床に固定するなど搬出されない措置をとっているか	適・否	
		夜間金庫への入金は、複数で実施しているか	適・否	
店舗の構造	店舗及び事務室の外壁は、簡単に破壊できない構造となっているか		適・否	
	事務室等の窓の面格子は、簡単に破壊できない構造となっているか		適・否	
	ドアや窓が簡単に外されないような対策をとっているか		適・否	
	従業員出入口の施錠設備はツーロックになっているか		適・否	
	店舗内に死角となりやすい場所はないか		適・否	
防犯設備	出入口にセンサーライト等を設置しているか		適・否	
	出入口に来客感応装置を設置しているか		適・否	
	店舗内外に異常を知らせる通報装置等があるか		適・否	
	防犯カメラの設置場所、設置数は適切か		適・否	
	「防犯カメラ設置中」等の表示をしているか		適・否	
	防犯カメラは正しく作動しているか		適・否	
	防犯カメラの録画映像は適切に管理しているか		適・否	
	防犯ミラーを設置して死角をなくす対策をしているか		適・否	
	カラーボール等の防犯器材はすぐ取り出せる状態になっているか		適・否	
	その他全体として防犯設備は現在の状態で十分か		適・否	
来店者等の安全	従業員が来店者の安全に配意し、ひったくり被害防止等の「防犯アドバイス」を励行しているか		適・否	
	駐車(輪)場を不定期に巡回し、不審者(車)の発見に努めているか		適・否	
	駐車場等	駐車場内の防犯カメラの設置場所、数が適切か	適・否	
		「防犯カメラ設置中」等の表示をしているか	適・否	
		防犯カメラは正しく作動しているか	適・否	
		防犯カメラの録画映像は適切に管理しているか	適・否	
		照明設備等により夜間の明るさは確保されているか	適・否	
		独自に防犯マニュアルを作成しているか	適・否	
その他	夜間の敷地内への出入～柵、フェンス等があり、夜間は確実に施錠をしているか		適・否	
	近隣者に対して不審者・不審車両の発見や事件発生時の協力を依頼しているか		適・否	

※上記を参考として、各事業所ごとのオリジナルを作成してください。

安全・安心まちづくり関係連絡先

名 称	住所・電話番号・ホームページアドレス	
岡山県くらし安全安心課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 http://www.pref.okayama.jp →組織で探す→県民生活部→くらし安全安心課	086-226-7259
岡山県教育委員会	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 http://www.pref.okayama.jp/kyoiku/kyoiku.htm	086-226-7569
岡山県警察本部	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm	086-234-0110
社団法人岡山県防犯協会	〒700-0816 岡山市北区富田町1-3-2 http://www.urban.ne.jp/home/obouhan/	086-233-2550

県内警察署一覧

名 称	住 所	電話番号
岡山中央警察署	〒703-8575 岡山市中区浜1丁目19番39号	086-270-0110
岡山東警察署	〒704-8191 岡山市東区西大寺中野501番地の9	086-943-4110
岡山西警察署	〒700-0065 岡山市北区野殿東町2番10号	086-254-0110
岡山南警察署	〒700-0944 岡山市南区泉田333番地1	086-245-0110
岡山北警察署	〒709-2132 岡山市北区御津草生2090番	0867-24-0110
赤磐警察署	〒709-0861 岡山市東区瀬戸町瀬戸166番地	086-952-0110
備前警察署	〒705-0001 備前市伊部276番地の1	0869-63-0110
瀬戸内警察署	〒701-4302 瀬戸内市牛窓町牛窓4780番地の11	0869-34-6110
玉野警察署	〒706-0011 玉野市宇野1丁目13番1号	0863-32-0110
児島警察署	〒711-0921 倉敷市児島駅前4丁目83番地	086-473-0110
倉敷警察署	〒710-0047 倉敷市大島451番地の1	086-426-0110
水島警察署	〒712-8063 倉敷市水島南幸町4番地の1	086-444-0110
玉島警察署	〒713-8102 倉敷市玉島1354番地	086-522-0110
笠岡警察署	〒714-0087 笠岡市六番町2番地の3	0865-63-0110
井原警察署	〒715-0006 井原市西江原町859番地の1	0866-62-9110
総社警察署	〒719-1134 総社市真壁426番地の1	0866-94-0110
高梁警察署	〒716-0047 高梁市段町1017番地の1	0866-22-0110
新見警察署	〒718-0011 新見市新見389番地の1	0867-72-0110
真庭警察署	〒717-0023 真庭市江川821番地の1	0867-44-6110
津山警察署	〒708-0822 津山市林田77番地	0868-25-0110
美作警察署	〒707-0003 美作市明見333番地の1	0868-72-0110
美咲警察署	〒709-3703 久米郡美咲町打穴中1082番地の2	0868-66-0110